

もう、チェックした?

山形県



最低賃金

6 | 8 | 0 時間額 円

平成26年10月17日から!

※産業によって、特定最低賃金が定められているものがあります。

年齢に関係なく、パートや学生アルバイトなどを含め、
すべての労働者に適用されます。

賃金が最低賃金以上になっているか、確認してみましょう。



必ずチェック 最低賃金! 使用者も、労働者も。

電話でチェック!

山形労働局労働基準部賃金室
023-624-8224

ウェブでチェック!

最低賃金制度

検索

スマホでチェック!



最低賃金未満の労働契約は、無効です。



最低賃金って…?



働くすべての人が対象！



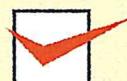
都道府県ごとに決められていて、毎年改定！



最低賃金未満の労働契約は無効！



地域別最低賃金の不払は50万円以下の罰金！



賃金が、最低賃金額以上になっているか確認してみよう！



[最低賃金の比較方法]

1 時間給の場合 ▶ 時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)

2 日給の場合 ▶ 日給 \div 1日所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)

ただし、日額が定められている特定最低賃金が適用される場合には、
日給 \geq 最低賃金額 (日額)

注) 日給を所定労働時間数で除した場合に、その金額が地域別最低賃金額を下回る場合には当該地域別最低賃金が適用されます。

3 月給の場合 ▶ 月給 \div 1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額 (時間額)

4 上記1~3の組み合わせの場合 ▶ 例えば基本給が時間給制で各手当 (職務手当など) が月給制などの場合は、それぞれ上記の1、3の式により時間額に換算し、それらを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

※最低賃金額との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)

②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金 (賞与など)

③所定労働時間を超える時間の労働に対して

支払われる賃金 (時間外割増賃金など)

④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金など)

⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 (深夜割増賃金など)

⑥精勤手当、通勤手当および家族手当

中小企業事業主向け

業務改善助成金のご案内

この助成金は、中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引上げを図るための制度です。

賃金改善（事業場内で最も低い時間給（80円未満）を40円以上引き上げ）
業務改善（パソコンの増設や、機器の導入など）

平成26年度から、
企業規模30人以下の小規模事業者については、
要した経費の4分の3を
助成できることになりました。
(上限100万円。なお、企業規模31人以上は、2分の1)



応援します！
がんばる中小企業。



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業業務改善助成事業

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内で最も低い時間給(800円未満)を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入・研修等)に係る計画を作成し、実施すること。

※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限られます。

支給額

上記業務改善の経費の2分の1(小規模事業者(※)は、4分の3)

※企業規模30人以下の事業場となりますので、詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

山形県最低賃金総合相談支援センター

〒990-8501 山形市七日町3-1-9 山形商工会議所内

TEL.023-622-4666



お問い合わせ・申請先

山形労働局労働基準部賃金室

〒990-8567 山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階

TEL.023-624-8224



●厚生労働省ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用紙へ
リサイクルできます。
(H26.5)